

○東京経済大学研究倫理教育に関する実施要領

2021年（令和3年）5月19日 制定

（趣旨）

第1条 この要領は「東京経済大学研究活動における不正行為防止に関する規程」の定めるところに従い、東京経済大学（以下、「本学」という。）における研究者等（本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者）を対象とする研究倫理教育を実施するために必要な事項を定める。

（研究倫理教育プログラム）

第2条 研究者等は、研究に携わるに当たり、次のいずれかの研究倫理教育を受講し、1ヵ月以内に修了証を本学に提出しなければならない。ただし、本学就任前に前職等において研究倫理教育プログラムを受講した者は、本学就任後速やかに受講修了証を本学に提出することによって、研究倫理教育を受講したものとみなすことができる。

- (1) 一般財団法人公正研究推進協会「eAPRIN」による e-learning プログラム
- (2) 独立行政法人日本学術振興会「研究倫理 e ラーニングコース(eL CoRE)」による e-learning プログラム

（研究倫理教育プログラム受講時期）

第3条 研究者等は、5年ごとに研究倫理教育プログラムを受講するものとする。

（改廃）

第4条 この要領の改廃は、研究倫理委員会及び代議員会の議を経て学長が行う。

付 則

この要領は、2021年（令和3年）5月19日から施行する。